

令和3年度歯科保健図画・ポスターならびに歯科保健啓発標語募集要項

1. 目的

むし歯は、健康診断で発見される疾患異常の中で、罹患率が最も高いことから、園児、児童生徒一人一人が歯科保健に対する関心と理解を深め、生涯にわたって歯と口の健康を守る態度を育てる目的として、県内の保育園、幼稚園、小、中、高、特別支援学校の園児及び児童生徒から図画・ポスターならびに標語を募集し、優れた作品を表彰する。

2. 主 催 青森県歯科医師会 青森県教育委員会

3. 後 援 東奥日報社

4. 募集および表彰内容（※それぞれ応募学年に注意）

(1) 図画・ポスターの部（下表区分①～⑥）

(2) 標語の部（下表区分③、④）

区分	(1) 図画・ポスターの部				(2) 標語の部			
	特選	金賞	銀賞	銅賞	特選	金賞	銀賞	銅賞
① 保育園	1	2	3	3				
② 幼稚園（幼稚園型及び幼保連携型認定こども園を含む）	1	2	3	3				
③ 小学校	1年	5	10	10	1	1	2	2
	2年	5	10	10		1	2	2
	3年	5	10	10		1	2	2
	4年	5	10	10		1	2	2
	5年	5	10	10		1	2	2
	6年	5	10	10		1	2	2
④ 中学校	1年				1	1	2	2
	2年	2	3	3		1	2	2
	3年					1	2	2
⑤ 高等学校	1	2	3	3				
⑥ 特別支援学校	1	2	3	3				

※保育園の部を除く、図画・ポスターの部特選6点と標語の部特選1点を全国大会へ応募

5. 応募作品の要件

- (1) 歯と口の健康についての理解と実践を進めるためのものであること。
- (2) 図画・ポスターの用紙は、B3判（四つ切）を標準とする。
- (3) 図画は標語なし、ポスターは標語を入れた作品とする。
- (4) ポスターに標語を入れる場合および標語に「むし歯」、「歯みがき」を使う場合、「虫歯」ではなく、ひらがなの「むし歯」、「歯磨き」ではなく、ひらがなの「歯みがき」と記すこと。
- (5) 作品は当該年度に作成した未発表のものとする。
- (6) 高等学校の部はCG作品の応募も可とする。

6. 選考の基準

- (1) 歯・口の健康づくりを通じ、生涯にわたって健康な生活を送るとともに、健康な社会の形成に貢献できるような内容であること。
- (2) むし歯の予防を訴えるだけではなく、歯肉の健康、よく噛むことの大切さなど食を通して歯・口の

健康づくりや口腔機能の健全育成、望ましい生活習慣の形成、歯・口の外傷予防の大切さを訴えるなど、歯・口の健康づくりを通じて、生涯にわたり健康で安全に生活するための習慣や態度の育成に寄与する内容であること。

- (3) 子どもらしさがあり、のびのびした表現であること。
- (4) 歯・口の健康が全身の健康に欠かせないものであることや、歯みがきを含め正しい生活習慣を身につけることが大事であることを訴えるもの。
- (5) 表現したいことを適切に伝えるために色や絵の構成に工夫がされていること。

7. 応募手順

- (1) 応募する園、学校ごとにまとめて送付すること。

※作品は丸めずに送付すること。

※作品の色はがれ等、破損の原因となる場合があるので、図画・ポスター裏面の両面テープ類ははがすこと。

【送付先】〒030-0811 青森市青柳1-3-11

青森県歯科医師会事務局 (TEL 017-777-4870)

- (2) 応募締切日は、令和3年6月30日（水）（事務局必着）とする。

(3) 図画・ポスターの作品の裏には、必ず園、学校名（市町村名から記入）、学年（保育園、幼稚園については年長・年中・年少と記入）、園児、児童生徒名を明記すること。（様式1）

(4) 標語は縦書きとし、必ず学校名（市町村名から記入）、学年、児童生徒名を明記すること。

（様式2）※A4用紙 縦1/2サイズ

8. 表彰

- (1) 優秀な作品を部門・区分ごとに選定して、青森県教育委員会教育長と青森県歯科医師会会長の連名により表彰する。
- (2) 応募の作品の審査は、主催者が委嘱する審査員によって行う。
- (3) 入賞者については、各市町村教育委員会等を通して園、学校にその旨通知する。
- (4) 青森県歯科医師会ならびに青森県学校保健会ホームページ、また、両会が発行する冊子等へ入賞者の園、学校名、学年、氏名ならびに一部作品を掲載する。また、青森県歯科医師会が開催する事業「青森県歯科保健表彰式」10/31（日）於：青森県歯科医師会館および本会主催イベントにおいて特選・金賞作品を展示する。
- (5) 賞状等の伝達方については、各市町村教育委員会等を通して当該校に連絡する。保育園、幼稚園は当会から連絡する。

9. 応募作品の取り扱い

- (1) 応募作品は返却しないものとする。

(2) 入賞作品は、むし歯予防等、歯と口の健康に関する啓発資料として広く活用する。

(3) 各部門の優秀作品（図画・ポスターの部より特選6点（保育園の部除く）、標語の部より特選1点）を、当会より下記全国コンクールに応募し、賞状等については当会を通して当該園、学校へ伝達する。

・図画・ポスターの部

日本学校歯科医会主催「歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール」

【対象】幼稚園（幼稚園型及び幼保連携認定こども園を含む）、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校】

・標語の部

日本歯科医師会主催「歯・口の健康啓発標語コンクール」

【対象】小学校、中学校】